

みやざき LFP 啓発動画制作業務委託仕様書

1 業務の目的

みやざき LFP（ローカルフードプロジェクト）は、地域の農林水産業や食品産業など多様な関係者が参画し、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指して持続可能なビジネスモデルを創出する取組である。

本業務では、みやざき LFP の啓発動画を制作することにより、LFP に対する理解・関心を深め、取組活性化につなげることを目的とする。

2 業務の名称

みやざき LFP 啓発動画制作業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の内容

以下により、啓発動画の制作（企画、デザイン、撮影、編集等）を行うこと。

（1）みやざき LFP について

宮崎県では本県の宝、強みである食資源の高付加価値化を目指し、食や農に関する多様な関係者が交流し、マッチングする場として“みやざき LFP プラットフォーム”を設置している（令和6年9月末現在、農林漁業者、食品産業、観光、地域商社など276事業者が参画）。

その中で、未利用資源や機能性などテーマ毎にプロジェクトを立ち上げ、各々の業種の知見、技術、経験等を結集し、新たなビジネス創出にチャレンジしている。

（事業の詳細については、以下リンクのとおり。

<https://www.mepo.or.jp/shiensaku/705.html>

（2）動画の規格・構成

① 規格

・みやざき LFP の概要を分かりやすく伝える啓発動画（1分～1分半程度）を1本以上制作すること。

② 構成

構成イメージは以下の点を考慮し、作成すること。（ただし、変更の提案を妨げるものではない。）

【イメージ】

- ・みやざき LFP を、親しみやすいストーリー仕立てで、アニメーション等を活用し身近なものとして感じさせる工夫をすること。
- ・動画を見た人々がみやざき LFP について前向きなイメージを共有し、理解を深めるとともに、参画や支援したいと思えるような構成とすること。
- ・多様な異業種の事業者が連携し、多種多様なプロジェクトが立ち上がっているイメージが伝わること。

③ 動画の制作

- ・制作する動画の内容については、県と十分な協議を行った上で決定する。
- ・動画制作の参考となるデータ等については、必要に応じて県から提供することも可とする。なお、原則として独自にデザインし、提供したデータは必要に応じて加工すること。
- ・映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。なお、次年度以降も追加予算なしで永続的に活用できる形態とすること。
- ・動画について、県が今後PRを行っていく上で参考となるような具体的な活用方法があれば提案すること。

5 制作スケジュール

- ・打合せ 令和6年11月
- ・作成、編集 令和6年11月～令和7年2月
- ・完成・納品 令和7年3月中旬

6 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

- ① DVDプレーヤーで再生可能な形式でPR動画を納めたDVD-ROM等（1枚）
- ② SNS等でアップロード可能な形式（MP4 など）でPR動画を納めたCD-R等（1枚）
- ③ 委託業務により使用したイラスト、写真、動画等の素材を記録したCD-R等（1枚）
- ④ 業務完了報告書（紙媒体1部）

(2) 納品期限

令和7年3月31日（月）

(3) 納品場所

県が指定する場所

7 経費等

委託経費には、啓発動画の作成に係る打合せ、企画・デザイン、編集等全ての経費を含む。

8 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品に

ついて、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

- ② 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者が協議の上処理することとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

10 問い合わせ先

宮崎県農政水産部農業流通ブランド 6次産業化推進担当 甲斐、三浦

TEL : 0985-26-7847 FAX : 0985-26-7332

E-Mail : nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp